

# 人吉市農業委員会定例総会

(第2回)

令和6年2月26日

人吉市農業委員会

# 人吉市農業委員会定例総会会議録

令和6年2月26日

人吉市役所 2階 201会議室

## 議事日程

- 日程第 1 議第 6 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 2 議第 7 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 3 議第 8 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 4 議第 9 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農業委員会の意見決定について  
日程第 5 議第 10号 農地利用集積等促進計画（案）について  
日程第 6 議第 11号 非農地証明願について  
日程第 7 議第 12号 非農地判断の一部変更について

## ○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
会長職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	淵 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簀 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

## ○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博

同	16番	有瀬英憲
同	17番	中村郁子
同	18番	椎葉徹
同	19番	元田和弘
同	20番	赤池親
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	北山加一郎
同	24番	東悟
同	25番	東照

議事録署名農業委員 8番 宮崎右男  
 議事録署名推進委員 16番 有瀬英憲

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前村洋宣
係	長	豊永英紀
主	任	湊田奈緒美
再	任	用
職	員	坂井正子

開会9：30

- （議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和6年第2回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に8番委員、16番委員を指名します。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。
- （事務局長）議事日程 朗読
- （議長）日程第1・議第6号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- （事務局係長）日程第1・議第6号 朗読
- （議長）1番については、譲受人が12番委員となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与することが出来ません。よって、一時退席されますようお願いいたします。

( 12番委員 一時退席 )

○ (議長) 1番について、1番委員の調査報告をお願いします。

○ (1番委員) おはようございます。議第6号、農地法第3条の申請に対する1番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は2筆で936㎡です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。申請地はタブレットの1ページのとおりです。譲受人の農作業歴は50年で精力的に農業に励んでおられます。この農地は数十年間にわたり譲受人が管理をしていた農地です。ただ、この農地へ行くには譲受人の農地を通っていくしか道が無く、周りは譲受人の畑であり、影響は無いと思われます。また、近くにはこども園がありますが、譲受人の話では防除は気を付けてやっていきたいということです。次に調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○ (議長) ありがとうございます。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○ (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

( 事務局職員に12番委員を呼びに行く旨を指示、12番委員着席 )

○ (議長) 2番について6番委員の調査報告をお願いします。

○ (6番委員) おはようございます。議第6号、農地法第3条の許可申請に対する2番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、4筆の合計6,597㎡で有償移転となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大とな

っております。作物は飼料稲の栽培となっております。譲受人の農地が令和2年の豪雨災害により、被災され、新たな農地を探しておられたということで今回の申請となっております。申請地は位置図をご覧ください。次に調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

- （議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決すにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
3番について7番委員の調査報告をお願いします。

- （7番委員）おはようございます。議第6号、農地法第3条の許可申請に対する3番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農用内で面積は1筆の557㎡です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで申請理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大ということです。位置図は別紙のとおりです。調査書をご覧ください。申請人は機械の所有状況、労働力の確保、技術の取得等からみて、申請地取得後は全農地を効率的に経営できると判断されます。なお、現在は牛を多数飼育されておりまして、この土地は元々譲受人が数年にわたり管理し、牧草を栽培されております。よって、1番、4番、6番は該当しません。総合判断としまして、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

- （6番委員）位置図を見ると複数に分かれているように見えます。1筆でよろしいでしょうか。

- （7番委員）1筆です。

- （議長）事務局からお願いします。
- （事務局 湊田主任）事務局から補足いたします。こちらゼンリン地図を使って地図を打ち出しておりますが、必ずしも農地の形と一致するわけではございません。これは1筆になります。間違いありません。
- （7番委員）補足です。多少分かりにくいですが、でも1筆は1筆です。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。  
  
（ 挙手の状況を見て ）
- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。  
4番は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。  
  
（ 議長を職務代理者と交代する ）

- （職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくをお願いします。  
4番について10番委員の調査報告をお願いします。
- （10番委員）おはようございます。議第6号、農地法第3条の許可申請に対する4番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、4筆で合計の3,252㎡でございます。農振区分は農用内で有償移転であります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大であります。申請地はタブレットの位置図をご覧ください。実はこの譲渡人は以前より農業経営の廃止をしたいということで、農業公社を通して全筆を処分しようとしたのですが、今回の4筆には古い明治時代の抵当権が設定されておりまして、これをあつせんにて処分することが出来ませんでした。抵当権が設定されていない農地については、すでにあつせんにて今回の譲受人に売買をしております。今回の農地につきましては、この抵当権が設定されておりましたが、譲渡人が「どうしても農業経営を廃止したい」ということで譲受人の了解をもとに購入するも

のであります。また、この譲受人は以前もお話ししましたが、人吉市外からここに入り作農家として入ってきております。同町内でもたくさん耕作をされておられまして、本人への聞き取りからも今回の農地も含め水稻、WCS、里芋、野菜などを作っていくということでありました。調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番は該当しないと判断をしました。皆様のご審議の方よろしく申し上げます。

- （職務代理者）ありがとうございました。4番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。  
ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（議長を会長と交代する）

- （議長）日程第2・議第7号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長）日程第2・議第7号 朗読

- （議長）1番から2番について6番委員の調査報告をお願いします。

- （6番委員）議第7号、農地法第4条の許可申請に対する1番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は1筆で1,462㎡です。申請人は記載のとおりで転用目的は貸駐車場の建設となっております。駐車場は24台分となっておりますが、隣接地の非農地も合わせて40台分の駐車場です。主としては近くの病院職員の駐車場となっております。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。申請地は位置図をご覧ください。アスファルト舗装の駐車場として計画されておられますが、雨水については勾配をつけて自然浸透式で処理をされるということですので。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。農地の区分と転

用目的については、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないとしております。次に一般基準でございますが、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願ひ申し上げます。

次に議第7号、農地法第4条の許可申請に対する2番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は2筆で560㎡となっております。申請人は記載のとおりで転用目的は貸駐車場、一時転用の建設です。駐車場は21台分となっております、事前着工で始末書もありますので、後ほど読み上げます。先ほど出ておりました1番との関係もありまして、完成するまでの臨時駐車場となっております。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外であります。着工と完了は記載のとおりです。申請地は位置図をご覧ください。雨水については、自然浸透式で処理をされるということです。先ほどの始末書について読み上げます。「この度、申請地の農地、地目畑において農地転用申請を行わず、無断で駐車場造成工事に着手しました。農業委員会他関係各位の皆様には大変なご迷惑をおかけしましたことを深く反省し、今後は前述のような不手際を起こさないよう農地法等関係法令を遵守したうえで事業を進めてまいります。関係各位の皆様には、今後ともご指導くださいますようお願い申し上げます」という始末書が出ております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。農地の区分と転用目的は、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないとしております。次に一般基準でございますが1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。2番について質疑はありませんか。

- （16番委員）聞き逃しただけかもしれませんが、2番が一時転用なのはなぜですか。
- （6番委員）順番は分かりませんが、1番が完成するまでということで転用目的は出ております。
- （事務局係長）事務局からですが、1番の転用は検討をされて申請の準備を進められましたが、やはり日にちがかかるということで、その方は勘違いをされて、自分の農地に復旧をする前提で駐車場を作られました。2番のほうは事前着工ということで始末書が出ておりますが、それを事務局で見つけまして「農地転用が出ていないのに造成されていますが、どういうことですか」と話しを聞いたら「1番の申請地が出来るまで2番の申請地を農地に戻すのであれば一時的に駐車場にするのはいいだろう」と勘違いをされて、造成をされたところに事務局が指摘に行き、それは出来ないことを説明し、現在、工事をストップしています。結局、1番の代替地の形で作られたわけです。今回、そのような使い方をされるのであれば、どちらとも申請を出して2番のほうはまた、農地に戻すということで1番が出来上がるまでの仮駐車場ということで申請を出されています。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたします。  
3番は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（ 議長を職務代理者と交代する ）

- （職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくをお願いします。  
3番について10番委員の調査報告をお願いします。

- （10番委員）それでは、議第7号、農地法第4条の許可申請に対する3番の報告をい

たします。議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。面積は3筆で862㎡、農振区分は農用外であります。転用目的は植林、実際にはクヌギが植えてあり、既転用です。当然、始末書が出ております。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外であります。実はこの案件は令和5年4月25日に4条にて提案されましたが、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、この農用地区域内農地からの除外申請手続きが必要だったために、その時に取り下げ書が出されておりました。その後、農振審議会に諮りまして、現地確認後にこの審議をされ、令和6年1月29日付けで変更の許可が出ましたので、再度、転用申請するものであります。先ほど言いましたように、始末書も提出されております。申請地は別紙のタブレットのとおりです。事業計画書によりますと、土地の選定理由は自己所有の農地であるために植林をしたということであります。排水計画等につきましては、給排水、被害防除方策等は無く、雨水については自然浸透にて処理をするということであります。また、近傍農地へのトラブル等が発生した場合、相応で協議するというものであります。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的であります。申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。調査の結果、一般基準の1番、3番、6番、8番、10番は適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議の方よろしくお願いいたします。

○（職務代理者）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

○（10番委員）始末書を読み上げましょうか。

「はい」の声あり

○（10番委員）始末書を読み上げます。「今回、農地法第4条による許可申請の申請人である私は、認識不足により許可なく当該申請地に植林したことをお詫びします。今後は、農地法を遵守し、諸手続きを行い、許可後に転用することを約し始末書を提出します」ということで土地の表示等があり、申請人から提出がありました。以上でございます。

○（職務代理者）ありがとうございました。今の始末書も含めて質疑はありませんか。

○（6番委員）実質審査表の法令のところでは先ほど説明がありましたが、人吉市農業振興地域整備促進等審議会の審議員はどういった方たちなのでしょう。

○（事務局長）審議員としては、農業委員会から出ていただいていますし、行政からも都市計画課、農林整備課、JAなどから10名ほど入っておられます。それぞれの関係者から出ておられます。必要であれば、どういう団体が入っているかまた後でお出ししたいと思いますですが、それでよろしいでしょうか。

○（6番委員）はい。

○（職務代理者）よろしいですか。ほかにありませんか。

「なし」の声

○（職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（議長を会長と交代する）

○（議長）日程第3・議第8号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第3・議第8号 朗読

○（議長）1番について1番委員の調査報告をお願いします。

○（1番委員）議第8号、農地法第5条の許可申請に対する1番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆で60㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は宅地拡張です。農地の区分は第1種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙の位置図7ページのとおりです。11月総会にて許可された宅地の裏庭に行く通路として利用したいということで今回の申請となりました。申請地は第1種農地ですが、集落と接続しており、隣の畑は譲渡人の所有農地であり、問題ありません。雨水については市の側溝へ流すということです。譲受人は今まで球磨村の広いところに

住んでおられた関係で、11月に許可を受けた宅地面積では狭いということで今回の申請となりました。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第1種農地です。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断しました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございます。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。  
2番について5番委員の調査報告をお願いします。

- （5番委員）それでは、議第8号、農地法第5条の許可申請に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田が1筆の188㎡、畑が2筆で406㎡。農振区分は農用外です。面積は3筆で合計の594㎡です。権利種別は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は宅地分譲です。場所はタブレットの位置図をご覧ください。申請地は令和2年7月豪雨災害以降より耕作を行っておらず、耕作放棄地となっております。今後も耕作する予定はなく、宅地分譲地として処分したく申請されたものです。着工及び完了は記載のとおりです。次に実質審査表をご覧ください。1番、立地基準。農地の区分は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であり、第3種農地の転用は、許可することができとなっております。次に一般基準は1番、3番、6番、7番、8番は適当と判断いたしました。よって総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございます。2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
3番から4番について8番委員の調査報告をお願いします。

- （8番委員）おはようございます。農地法第5条の許可申請に対する3番の調査報告をいたします。土地の所在は記載のとおりで地目は畑、農用外でございます。面積は603㎡でございます。所有権移転になっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。転用目的、転用理由といたしましては、貸駐車場となっております。この位置図はタブレットをご覧ください。第3種農地で都市計画用途指定区域内でございます。この場所につきましては、北と南側は宅地があり、南側には墓地もあります。出入口につきましては、人吉市道路河川課と事前協議が済んでおります。事業計画につきましては、この土地を知人から介して、知ることができたということで旧知の会社への貸駐車場として本件申請地を選定したということです。目的と必要性については、当該会社が豪雨災害後、手狭になり、なかなか駐車スペースが無いということで、社用車と従業員の駐車場として貸し出すということでございます。雨水排水については、敷地内浸透、自然乾燥にて排水するということです。被害防除計画につきましては、諸問題が出た場合は相手方と双方で対処するというところでございます。実質審査表をご覧ください。立地基準の農地の基準は第3種農地で、農地の区分と転用目的は第3種農地の転用は許可することができるということでございます。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議方よろしく願いいたします。

続きまして、4番の報告をいたします。議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農振区分は農用外でございます。面積は2筆で2,786㎡でございます。所有権移転で譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的と転用理由につきましては、林業をされておられましてなかなか資材を置く場所も手狭になったということで、譲受人もこの地域に居住されており、近くで土地を探していたということございました。近隣の農地所有者からも確認書を取っておられますので、問題ないと判断しました。申請地は第2種農地、都市計画用途指定区域外で着工と完了は記載のとおりでございます。事業計画書を読み上げたいと思います。土地の選定理由につきましては、資材を置くスペースが不足していたということで、大変苦慮しており、スペースを確保すべく土地を探していたが、希望条件に

合った土地の所有者から「土地を譲ってもいい」と承諾を得ることができ、資材置場として選定したということでございます。排水計画につきましては、汚水は出ません。雨水につきましては、敷地内浸透、自然乾燥として排水を行う。被害防除計画につきましては、諸問題が出た場合、相手方と双方で対処するということです。申請地はタブレットをご覧ください。2筆とも入口が低く、造成を行わないと中まで入っていきません。1筆には竹がすごく生えておりまして、それを除去しないと資材置場として利用するのは難しく、早々に竹を切っていただき資材置場にさせていただくように、本人さんにはお話をしております。また、すぐ隣には家がありまして、そこに迷惑をかけないように造成は行っていただくように合わせてお話をしております。もう1筆には栗が植わっておりまして、荒れておりません。入口が1.5mほどの段差があります。そこを造成しないと中には入れないということでしたので、ここもきちんと造成する際には近隣の農地に迷惑をかけないように行っていただくようこれもお話をしております。実質審査表をご覧ください。立地基準の農地の区分は第2種農地でございます。農地の区分と転用目的は、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと判断しました。一般基準につきましては、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。  
4番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。5番から6番について6番委員の調査報告をお願いします。

- (6番委員) 議第8号、農地法第5条の許可申請に対する5番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は1筆で447㎡です。農用外、所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は個人住宅の建設です。農地の区分は第1種農地で都市計画用途指定区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。申請地は位置図をご覧ください。生活雑排水については、敷地内に合併浄化槽を設置し、浄化後、近くの用悪水路に流入するというごさいます。雨水については敷地横に溝を造り、用悪水路に流入するというごさいます。また、大井出水利組合からの同意書も取っておられます。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで、農地の区分と転用目的については、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと判断しております。次に一般基準でごさいます。1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしくお願ひします。

続きまして、議第8号、農地法第5条の許可申請に対する6番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は2筆で28.69㎡。農用外、賃貸借権の設定でごさいます。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的は昨年12月に申請がありました調剤薬局の宅地の拡張となっております。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外となっております。着工と完了は記載のとおりで申請地は位置図をご覧ください。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分と転用目的は、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと判断しております。次に一般基準でごさいます。1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしくお願ひします。

- (議長) ありがとうございます。5番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質問してもよろしいでしょうか。この5番の案件ですが、分筆してあるのです

ようか。

○（6番委員）1筆の半分といたしますか、500㎡以内ということで分筆をされ、今回、申請が出ております。残された部分についても譲渡人は「売りたい」という希望を持っておられまして、今後も申請が出てくるのではないかと予想しております。

○（議長）実はここを耕作しておりました。農地としては広い場所だったので、分筆されたのではないかと思います、質問させていただきました。

ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。  
6番について質疑はありませんか。

○（9番委員）ここは工事が始まっていませんか。

○（6番委員）工事は始まっております。今回、不足する面積の追加申請となります。

○（事務局係長）6番委員から報告があったとおり、調剤薬局の宅地拡張ということで昨年の12月に494.77㎡の28.69㎡を除いた分は転用許可が下りておりますので、工事が始まっていてもおかしくはありません。今回の28.69㎡のところには触れないように伝えておりますので、そこは今から工事が着工する予定です。

○（8番委員）28.69㎡がどこか分かるようになっているのでしょうか。

○（事務局係長）きちんと測量してあります。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって6番は原案可決いたしました。  
日程第4・議第9号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長）日程第4・議第9号 朗読

- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、1番は5番委員本人、2番は17番委員の親族となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。  
それでは事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）ご報告の前に加筆修正を1件お願いします。10番をお開きください。借賃の欄についてですが、玄米2筆で60kgと書いてございますが、上の10aあたりに○をお願いします。これは調査委員の聞き取りによって分かったものです。借人、貸人にも確認しております。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料をご覧ください。令和6年2月16日付けで人吉市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。

まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が28,447㎡、「畑」が608㎡、合計の29,055㎡あがってきております。一番下の所有権移転は0㎡でした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が9件、再設定が4件、合計の13件あがってきております。いずれの案件も、それぞ

れの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。

次に3ページをご覧ください。中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。「田」が8,096㎡、「畑」が0㎡、合計の8,096㎡あがってきております。以上、報告を終わります。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時33分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。
- （6番委員）3番についてです。借人の年齢がお元気だと思いますが82歳で、新規設定であがってきております。調査された方のご意見を伺いたいです。
- （7番委員）私がお答えします。借人はシニアリーグのソフトでピッチャーをされるくらいとても元気な方でございます。
- （6番委員）調査された18番委員にお聞きします。
- （18番委員）借人の自宅を訪問しました。訪問したときには草刈り機の手入れをされており、いろいろと話をしたところ、非常に元気な方で私は尊敬いたしました。以上です。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
1番と2番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
貸借設定の1番と2番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
日程第5・議第5号を議題といたします。事務局係長をお願いします。
- (事務局係長) 日程第5・議第5号 朗読
- (議長) 利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、5番と6番は1番委員の親族となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。  
それでは、事務局の説明をお願いします。
- (事務局 坂井) お手元の資料をご覧ください。令和6年2月13日付けで人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)についての意見決定を求められております。  
1ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。今回、9件ありました。利用権の転貸の「田」が553㎡、「畑」が17,013㎡、合計で17,566㎡あがってきております。貸借を受ける者の1番の全部効率要件、2番の常時従事要件、今回は法人がございまして、3番の地域における安定的農業経営要件について審査をお願いします。以上です。
- (議長) ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長） 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時42分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長） 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。
- （6番委員） 7番から9番を借り受けされるのはお寺の方ですか。
- （事務局係長） 私の知るかぎり借受人はお寺のようなネーミングになっておりますが、全く関係はなく、農業をされております。
- （3番委員） 法人化されているということですか。
- （事務局係長） はい。
- （議長） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。  
5番と6番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
貸借設定の5番と6番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
日程第6・議第11号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第6・議第11号 朗読

○（議長）1番について18番委員の調査報告をお願いします。

○（18番委員）おはようございます。議第11号、1番について調査報告をいたします。総会議案書の8ページをご覧ください。非農地証明願出人、土地の所在、地目、面積、所有者は記載のとおりでございます。令和6年2月9日に私と4番委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は東大塚町へ向かう国道267号線沿いの願出人の宅地横の農地であり、東側には胸川が流れています。申請地には雑木が数本生えており、畑の形も悪く、河川敷には大きな杉の木が生えており、日当たりが悪い狭い土地であります。協議をしました結果、証明書の交付については農地への復元は不可能と判断し、調査の結果、非農地証明の基準3のイに相当と判断をいたしました。以上、報告をいたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

2番について23番委員の調査報告をお願いします。

○（23番委員）おはようございます。議第11号、2番の調査報告をいたします。総会議案書の8ページをご覧ください。非農地証明願出人、土地の所在、地目等はそれぞれ記載のとおりでございます。令和6年2月15日午前9時から3番委員と事務局、私の3名で現地にて調査しました。この農地は国道221号線を行きましてこども園のそばを通りの市道を左折して、北に120mほど行った先にあります。一面に集団化した非農地が広がっており、孟宗竹が台風の影響で100本近く倒れており、この農地へと続く道は塞がれて通行不能となっております。また、下田代の千樁の道路から見ても申請地は竹や杉が非常に生い茂っておりますので、農地へ復元は不可能と判断しました。よって、協議の結果、非農地証明の交付については、相当と判断いた

しました。ご審議よろしく申し上げます。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
日程第7・議第12号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長）日程第7・議第12号 朗読

- （議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）議案書の9ページをお開きください。非農地判断の一部変更についての一覧表がございます。これは令和5年12月25日に非農地と判断し、12月28日付けで非農地通知を送った分の中で「実は耕作再開をしたい」または「実は栗を植えている」などのいろいろなお話を窓口や電話で伺った結果、「非農地判断を取り消して欲しい」と要望があった分でございます。所有者の方たちに必ず間違いないか念を押して確認しておりますので、この分については、非農地判断の一覧表から引いて非農地判断をしたいと思っております。それから、この部分につきましては、昨年、説明をしておりましたが、今年から地目変更の一括登記、職権にて登記をする予定でございますが、もともとのデータから取り消しの依頼があった分、それと郵送で届かなかった所有者分、所有者の情報がすごく古い方のみになっていて郵送できなかった分もありますので、それを合わせた分は一括職権登記のデータから削除いたします。以上です。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

- （1番委員）9ページの下から4番目についてです。相続人ではないとなっておりますが、ここに書いてある所有者は亡くなっております。あとは誰になっているのでしょうか。

- （事務局 坂井）これは農業委員会が所有者のデータは課税データを引っ張っています。この方が所有者だと思っていましたが、税務課が確認したところ、代表者になっているだけとのことでした。この方が所有者ということではありませんでした。奥様も確認されて、所有者ではないので、この方そのまま送ることも出来ず、勝手なことも出来ないで、今回、これを取り下げて欲しいとのお話がありました。以上です。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- 先ほどの説明で税務課からデータを引っ張ってくるということですが、この固定資産税というのは税務課が基本的にそこに居る方から徴収していると思います。話し合いの中で代表を決めてその方になるということは、あるかもしれませんが、このような問題が今後、出てくると思います。登記簿謄本を見ればたぶんお父さんか血縁関係の方になっていると思います。たまたま、子どもたちが居て長男が近くに居て長男の名前ですということ、今回の場合も出てきているのではないかと思います。
- （事務局 坂井）代表者のお名前になっているということはいろいろな家庭の事情があることだと思います。共有名義の場合もちろんありますし、相続人が決まらず代表の名前でされている場合もあります。誰かの名前で課税しなければなりません。そのあとにきちんと相続されれば、一致すると思いますが、相続されないままになっているのではないかと思います。今後、相続は義務化されますので、このような問題が少しでも減るよということ、法的措置をされるのではないかと考えております。もし、そのような相談がありましたら、ご自分を含めてご親族を含めて相続を早めにしていただければと思います。
- （7番委員）相続人の中には相続放棄される方もいらっしゃいます。実は私の弟の件ですが、息子が相続せず市に寄付したいということがありました。市としてはあまり利用価値がないところは必要ないということ、断られます。今度、法改正があって誰かが相続しなければならないということで、息子が相続しない場合は私が相続してもいいと思っています。管理が出来ず、税金がかかるからといって相続放棄する方もいらっしゃいます。これもそういった事情があるのではないのでしょうか。
- （議長）いろいろな事情等があるかと思いますが、今後、法改正にもなりますので、所有者名の訂正などが出てくるかと思っています。そういった問題等が出てきたときには、更新したいと思っております。
- ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
これで本日の議事は全部終了いたしました。  
これにて令和6年第2回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 10時50分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員